



# 畑作物(蚕繭)共済制度について

備えの種をまこう。

加入資格者	各蚕期ごとに0.5箱以上の掃立を行う農家です。								
類区分 (共済目的の 種類等)	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	8類	9類
	春蚕繭	前期に係る春蚕繭	後期に係る春蚕繭	初秋蚕繭	夏蚕期に係る初秋蚕繭	初秋蚕期に係る初秋蚕繭	晩秋蚕繭	晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭	晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭
加入申込期間	春蚕繭	3月1日から3月20日まで							
	初秋蚕繭	3月1日から3月20日まで							
	晩秋蚕繭	5月1日から5月20日まで (晩秋蚕繭のみ養蚕を行う場合)							
共済関係	農家が加入申込期間内に、年間に掃立を予定している共済目的の種類等ごとの掃立箱数すべてについて加入を申込み、組合が承諾することによって共済関係が成立します。								
自動継続特約	自動継続特約への申出により、翌年以降、申込みがあったとする特約です。 よって、翌年以降の年産の畑作物(蚕繭)について申込期間が終了するまでに当該申込者から畑作物(蚕繭)共済の申込みをしない旨の意思表示がない場合は、当該畑作物(蚕繭)共済の申込みがあったこととなります。								
共済関係の解除	・告知義務違反(過失等により事実を告知しなかった場合は、解除する場合があります。) ・共済掛金不払の場合(正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅滞したときは、解除となります。) ・重大事由による解除(共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合など)								
補償期間	各蚕期ごとに使用する桑の発芽期から、収穫をする時まで								
引受方式	方式	補償割合(支払開始損害割合):選択制							
	全相殺方式	基準収穫量の 8割(2割) 7割(3割) 6割(4割)							
単位当たり共済金額	7年産	1位	2位	3位	4位	5位			
		2,550円	2,300円	2,040円	1,790円	1,530円			
単位当たり共済金額については、上記範囲内で選択となります。									

<p><b>共済掛金率</b></p>	<p>毎年、個人ごとに過去の実績(損害率)に応じて危険段階別共済掛金率が決定します。 なお、掛金率は、類区分、支払開始損害割合などの選択内容によって、異なります。</p>	
<p><b>共済掛金等</b></p>	<p>共済掛金の半分は国が負担します。</p> <p><b>【例】全相殺方式(春蚕繭) 8割補償</b> 引受箱数1.0箱、単位当たり共済金額2,550円、基準収繭量40.0kgの場合の計算例</p> <p>共済掛金176円＝共済金額 81,600円 × 掛金率0.216 %(危険段階区分0の場合)          国庫負担掛金88円＝共済掛金176円×50%          農家負担掛金88円＝共済掛金176円-国庫負担掛金88円          賦課金90円＝引受箱数1箱当たり90円×引受箱数1.0箱          共済掛金等178円＝農家負担掛金88円＋賦課金90円</p> <p>共済金額(共済金の最高限度額)＝単位当たり共済金額×基準収繭量×0.8          基準収繭量＝県の指示単収を基に、箱ごとの基準収繭量を定めます。</p> <p>※基準収繭量 その年の天候が平年並みに推移し、肥培・飼育管理が普通一般並みに行われたとしたときに得られる収繭量のこと。(いわゆる平年の収繭量)</p>	
<p><b>掛金の払込み</b></p>	<p>類区分ごとに、蚕種の掃立量の報告に基づき組合員等の共済掛金の額が確定した日として組合が認めた日以後2週間以内が、共済掛金の払込み期限となります。</p>	
<p><b>対象となる災害</b></p>	<p>蚕児</p>	<p>風水害・地震又は噴火による災害・火災・病虫害・鳥獣害</p>
	<p>桑葉</p>	<p>風水害・干害・凍霜害・ひょう害・雪害・冷害・冷湿害・雷害・その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害・火災・病虫害・獣害          ※ 桑葉被害によって買桑した場合は、それによって得られる収繭量を、共済事故による繭の減収量とみなして取り扱います。</p>
<p><b>共済金の支払い</b></p>	<p>全相殺方式</p>	<p>共済金＝単位当たり共済金額×共済減収量(2割又は3割・4割超過被害)          組合員等ごとの共済事故による減収量が基準収繭量の2割又は3割・4割を超えた場合に、単位当たり共済金額に2割又は3割・4割を超える減収量を乗じた額が共済金として支払われます。</p> <p><b>【例】全相殺方式8割補償の場合の計算例</b>          共済目的の種類等ごと及び農家ごとに、基準収繭量の2割を超える減収があった場合、次の算式により算出された共済金が支払われます。</p> <p>減収量25.0kg＝基準収繭量40.0kg－実収繭量15.0kg          共済減収量17.0kg＝減収量25.0kg－基準収繭量40.0kg×0.2          共済金43,350円＝単位当たり共済金額2,550円×共済減収量17.0kg</p> <p>また、掃立不能となった農家については、その基準収繭量の40%に相当する収繭量があったものとして計算します。</p>